

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	<p>いわゆる「みなし貸金業者」に対して業務停止処分を行った場合にも公告を行うことが適当である。</p>	<p>貸金業法第43条により、なお貸金業者とみなされる者についても貸金業法の規制が及ぶことから、これらの者に対して業務停止処分を行った場合には公告の対象となります。</p>
2	<p>都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る所在不明者及び監督処分の公告方法について「その他適切な方法」を加えることに反対である。</p>	<p>地方分権の観点から、政府として、法令により自治体に義務付けられている行政処分等の公表については、統一的に地方自治体の判断に委ねることとされたことから、今回の改正を行うものです。</p>
3	<p>本改正案の運用において、公告の掲載期間及び市民への情報開示方法について明確にすべきである。なお、インターネットを利用して公告を行う場合、その公告期間を定めるべきであり、更に、定められた公告期間満了後においても、掲載した記録の確認ができるよう、その方法を定めるべきである。</p>	